

頼する所となつて自ら局内に重きを成されてゐたことは吾人の記憶に新なる所である。去歲十二月地方技師に任じ埼玉縣土木課長を拜命せられ、新進土木課長の一人として將に日頃の抱負を實行するの緒に着かうとして居られたのであつたが突如此の不慮の死——全く其の一瞬時に至るまで何人も夢想だにしなかつた奇禍の爲めに此の悼ましい最後を遂げられてしまつた。年齢未だ漸く三十六、氏の過去は前述の如く固より奪ひ充實した歲月であつて我國土木事業殊に道路改良の爲めに大いに貢獻せられたのであつたが、氏の深き誇は寧ろ過去の業績に存するのでなくて、爲す有らんとする光に充ちた多望なる將來に存してゐたのである。枝は伸び葉は繁つて將に美しい大きな花はこれから開き初めようとしてゐたのであるのに、其の時に當つて一朝冷たい鐵斧は無慘にも生々とした此の木を根本から一打に切り倒してしまつたのである。嗚呼悲しい哉。氏の無念や如何、我國土木界の損失や如何、彼を思ひ此を思ふ時哀傷の感切々として胸に迫り又一語を發することが出来ない。三月八日葬儀は浦和町に於て執行せられ本會は謹んで弔電を發した。(省吾謹記)

◎軌道事務取扱方法改正の陳情

鐵道同志會が二月二十四、五の兩日總會を開いたことは別項所報の通であるが、乗合自動車營業濫許問題の外軌道事務取扱方法の改正に就ても建議すること、したさうである。其の要旨は軌道工事の爲に必要を生した河川其の他の工事の施行に關する許可を省略して貰ひたいと言ふのであつて、軌道法は事業の促進と事務の煩雜を避くるが爲に、軌道經營者が主務大臣の工事施行の認可を受けたときは、道路に關する工事又は河川法及砂防法に規定する許可若は認可等は之を受けたいものと看做さるゝのであるが、河川法を適用しない小河川等の工事の爲に更に下級行政廳の許可を受くるが如きは軌道法の規定の趣旨に反する、加之假令許可を受くるにしても、その許可申請の手續が各府縣同一でないが爲に甚しき手數を要すると言うのである。

此會議に内務省側を代表して佐藤内務技師と田中土木事務官とが臨席して居たが、同事務官は此問題に關しては軌道法制定の場合に於ても相當議論があつた問題であるが、法律以外に地方警察命令が地方事情の必要よりして特に許可を受けしめ取締るものに對し、直に法律を以て其の取締を必要としないとするのは餘り進み過ぎる感があるから、河川法と砂防法との範圍に止めたのである、併しなから河川法の適用す

る河川の工事に付許可を必要としないことに軌道法が規定した以上は、夫れ以下の河川工事に付許可認可を必要とする地方の土木工事取締規則は適當に改正する必要がある、又假令特殊の事由があつて許可を必要とする場合に於ても、其の類書に添付すべき圖面又は設計書を各府縣が各自自由に取扱つては企業者の手數も係ることあるから、成るべく許可を要しないことにし地方の特別事情の爲に許可を必要とする場合でも、願書式又は圖面の形式を一定する必要があると説明して居た、何れ建議を受取つた内務省では此問題に付相當考慮するさうである。(たノ字)

◎内務省土木試験所の近況

内務省土木試験所は所長に牧野雅樂之丞氏を迎へ、新所長の新方針の下に著々事務の進展に力めて居るが、牧前所長時代に完成した試験報告書も漸く印刷完成したさうで、不日各方面に配付するさうである。該報告書の内容はまだ判らないが、地方で執行して居る輕易な試験と異り、随分念の入つたものであるから、そこらの試験所が發表して居る翻譯的の報告書とは趣を異にし、我國道路技術の進展に貢獻する所が多

新所長の方針として今回東京附近に於ける甲州街道、厚木街道、陸羽街道及び千葉街道に輕易な鋪裝工事を施行し試験する計畫を樹て、十四年度開始早々着手するさうである。大の經費と精巧な技術を以て路面鋪裝を執行することも結構なことであるが、財力の豊富でない我國に於て、財力が許すまで工事の執行を俟つてゐるが如きは得策でない、最も簡易な鋪裝に依つて現在の悪路を手取早く鋪裝するのが急務である。加之地下埋設物の整理せられてゐない現在に於ては一層簡易な鋪裝を必要とするとは堀切新土木局長の意見であつたが、今回此方針が試験法を通して實現せらるゝことと爲つて、總工費八萬七千圓の支出は局長の承認を得たさうである、吾人は此新事業の計畫に對し双手を舉げて賛成するのであるが、曩年國庫補助の下に東京府が執行した試験の如く、施工方法が不十分なるが爲試験の結果を捕捉することが出来ない様な失敗のない様特に注意を願ふと共に、動ともすれば遅れ勝ちの報告の發表を急いで貰ひ、前所長牧博士の統轄する東京市道路局等をして試験の結果を利用する様にして貰ひたい。(たノ字)

大であらうと期待されて居る。